

平成 25 年 8 月 21 日
地域医療担当部 地域医療課

練馬区災害医療コーディネーターの設置について

東京都は東日本大震災の災害医療救護活動の状況を踏まえ、災害時における東京都内全域の医療救護活動の統括および調整を円滑に行うための取りまとめ役として、「東京都災害医療コーディネーター」3名を任命した（平成24年1月）。

さらに、平成24年5月には、東京都災害医療コーディネーターとともに災害時における二次保健医療圏域内の医療救護活動の統括および調整を円滑に行うための取りまとめ役として、「東京都地域災害医療コーディネーター」を都内12医療圏に設置した。

なお、練馬区が属する区西北部二次保健医療圏（豊島区、北区、板橋区および練馬区）の東京都地域災害医療コーディネーターには、帝京大学医学部附属病院の坂本哲也教授が任命を受けた。

練馬区においては、東京都の災害医療救護体制と整合を図るとともに、区内の災害医療救護活動を円滑に行うため、平成25年3月に練馬区地域防災計画（以下「計画」という。）を改定し、当該計画に練馬区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）を設置することを定めた。そこで、次のとおり区コーディネーターを任命する。

1 区コーディネーターの職務

大規模災害時に練馬区災害対策本部に参集し、次の事項に関する医学的な助言および調整を行う。

（1）医療救護班等の活動に関すること。

区内の人的被害を踏まえ、医療救護班や応援医療チームの活動にかかる助言・調整を行う。

（2）医療救護所の設置、運営に関すること。

区内の人的被害を踏まえ、医療救護所の設置、運営にかかる助言・調整を行う。

（3）医薬品等に関すること。

（4）傷病者の収容先医療機関の確保に関すること。

（5）東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。

（6）その他医療救護に関すること。

2 区コーディネーターの任命

(1) 任命予定日 平成 25 年 8 月 27 日 (火)

(2) 任命予定者

ア 練馬区医師会長が推薦する医師

イ 区内の災害拠点病院が推薦する医師

(ア) 順天堂大学医学部附属練馬病院院長が推薦する医師

(イ) 練馬光が丘病院管理者が推薦する医師

ウ 練馬区保健所長

(3) コーディネーターの身分

上記(1)ア(練馬区医師会長が推薦する医師)およびイ(区内の災害拠点病院が推薦する医師)に掲げる区コーディネーターは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

3 参考

練馬区地域防災計画抜粋(別紙のとおり)